

H O N J O C I T Y

新・展・開

本庄から始まる新たな企業活動のために



本庄市のプロフィール

ようこそ!!
本庄市へ



本庄市は、東京から80km圏、埼玉県の北西に位置し、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市と接し、南は秩父山地に連なる山々があり、自然災害が少なく、気候は温暖で日照時間も多く、水と緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。

古くは鎌倉街道の、また中山道の宿場町として、明治以降は日本一の繭の集散地として栄えるなど、多くの人や物が集まる交流拠点でした。

この交流によって栄えてきた特性は「市のDNA」として受け継がれ、現在は、上越新幹線本庄早稲田駅、関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどが立地し、多くの人々が交流する広域的な拠点都市を目指しています。

全国展開をめざして

本庄市では、上越新幹線本庄早稲田駅と関越自動車道本庄児玉インターチェンジが近接し、高速交通網の結節点を形成しています。

本庄市における企業活動では、こうした高速交通網を活用し、東京方面はもとより、東北地方や上信越地方を含めた東日本全体を視野に入れ、全国展開が可能となる環境が整っています。

▼関越自動車道



**首都東京から50分
発展するアジア貿易の窓口港
新潟まで92分の戦略拠点**

本庄▶東京	50分
本庄▶新潟	92分
本庄▶新横浜	73分
本庄▶長野	64分
本庄▶宇都宮	85分
本庄▶郡山	123分
本庄▶静岡	152分
本庄▶茨城	102分
本庄▶大阪	230分
本庄▶金沢	150分



本庄早稲田駅▶





Person

本庄市における人材・雇用の確保に関しては、公立高校3校（普通科、体育コース、機械科、電子機械科、環境デザイン科、生物資源科）、私立高校3校（中高一貫校、大学付属）があり、多様な新卒者を雇用することができます。

また、地元ハローワークと連携した企業との人材マッチング事業などを通じ、必要な人材確保にも協力します。



Industry

本庄市にある埼玉県内最大規模の児玉工業団地といまい台産業団地には、優れた多彩な企業80社が集積しています。

また、市内には、自動車関連産業や印刷業、食品製造業も集積しています。

本庄市では、こうした企業間の新たな連携についても、支援しています。

さらには、多くの企業の皆さまとともに、まちづくりを進めています。

※市内には、50工場を超える工場立地法に規定する特定工場があります。



Cooperation

本庄早稲田駅に隣接する早稲田リサーチパーク地区には、大学の研究センターや環境系大学院、インキュベーション施設（IOC本庄早稲田）があり、産・学・公・地域の連携による新技術、新産業の創出が進められています。

本庄市では、インキュベーション施設（IOC本庄早稲田）への入居支援や研究開発に関する大学との連携を支援しています。



本庄早稲田の杜づくり

豊かな自然と歴史文化を支えてきた田園風景が広がる地域と上越新幹線本庄早稲田駅を中心に土地区画整理事業で生まれた新たな街区が、ともに共存する環境の共生を実現した新しい街並み。

そして産・学・公・民が連携した早稲田大学本庄キャンパスを含む早稲田リサーチパーク地区の整備。

「本庄早稲田の杜づくり～孫子の代まで引き継げるまちを目指して～」として“杜づくりは、人づくり”をモットーに次の3つのコンセプトを持ったまちづくりを市民、民間事業者、行政機関が協働したまちづくりを推進しています。

<まちづくりのコンセプト>

憩いと賑わいがあり愛着の持てる緑豊かな環境共生都市

- 新たな顔としてのまちづくり
- 豊かな自然環境と調和したまちづくり
- ユニバーサルデザインのまちづくり



《埼玉県企業誘致優遇制度》

埼玉県産業立地促進補助金（補助金制度）

次の要件を満たしていることが条件となります。また本庄市の優遇制度と併せてご利用いただくことができます。

- | | |
|--------|---|
| 1 対象業種 | 製造業、自然科学研究所、流通加工施設等、本社（本社は、土地取得を伴わない建物の建築を含む） |
| 2 規模 | 敷地面積 1,000㎡以上かつ建築面積 500㎡以上 |
| 3 新規雇用 | 新たに雇用する従業員（県内に住所を有する者）が5人以上であること。 |
| 4 補助額 | 納期限内に納付した不動産取得税相当額（限度額 1 億円） |

埼玉県産業立地資金（融資制度）

県内に本社機能や工場、物流施設を新設する企業等に対し、金融機関が、県の定める利率で融資する制度。

- | | |
|-------|--|
| 1 限度額 | 対象経費の 70%以内で 20 億円以内 |
| 2 期間 | 10 億円以内 = 12 年以内（2 年以内据置）、10 億円超 = 15 年以内（2 年以内据置） |
| 3 利率 | 年 1.4%以内（保証付は 1.3%以内） *平成 30 年 4 月 1 日時点 |
| 4 その他 | 信用保証は、必要により付する。担保保証人は金融機関及び信用保証協会との協議により定める。 |

このほかにも、環境対策事業の一つとして県内に工場を立地する企業の緑化を支援する補助金制度や企業立地促進法に基づく支援制度などがございますので、お問い合わせください。

《本庄市の企業誘致優遇制度》

製造業、情報通信業、運輸業の企業で、市内に事業所を新設又は増設等をした企業は、次の要件を満たす場合、優遇制度が受けられます。

優遇制度を受けるための要件

次の1、2のいずれかに該当すれば、優遇制度が受けられます

1

新設は用地面積3,000㎡以上、増設は用地面積1,500㎡以上を新たに取得

又は

新設又は増設をした事業所の投下資本額が1億円以上

2

設備投資をした事業所の投下資本額が1億円以上であること。

かつ、事業開始に伴い

市内に居住する者を常時雇用従業員として1人以上（常時雇用従業員以外は2人以上）の新規雇用又は常時雇用従業員1人以上の市内転入があること。

優 遇 制 度

1 施設奨励金 【固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年間交付】

※事業所の用に供するため取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を事業開始後最初に賦課される年度から3年間交付します。

2 設備投資奨励金 【固定資産税に相当する額を初年度限り交付】

※市内の企業が行った設備投資に伴い、償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を、事業開始後最初に賦課される年度に限り交付します。

3 雇用促進奨励金 【新規雇用者数に10万円を乗じて得た額（300万円を限度）1回限り交付】

※新規雇用した者のうち、次の要件に該当する者に奨励金を交付します。

要件：事業所における事業開始の日以前より市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者で、事業開始の日から1年以上継続して雇用され、かつ、雇用保険の被保険者であること。

4 法人市民税奨励金 【法人市民税に相当する額（100万円を限度）1回限り交付】

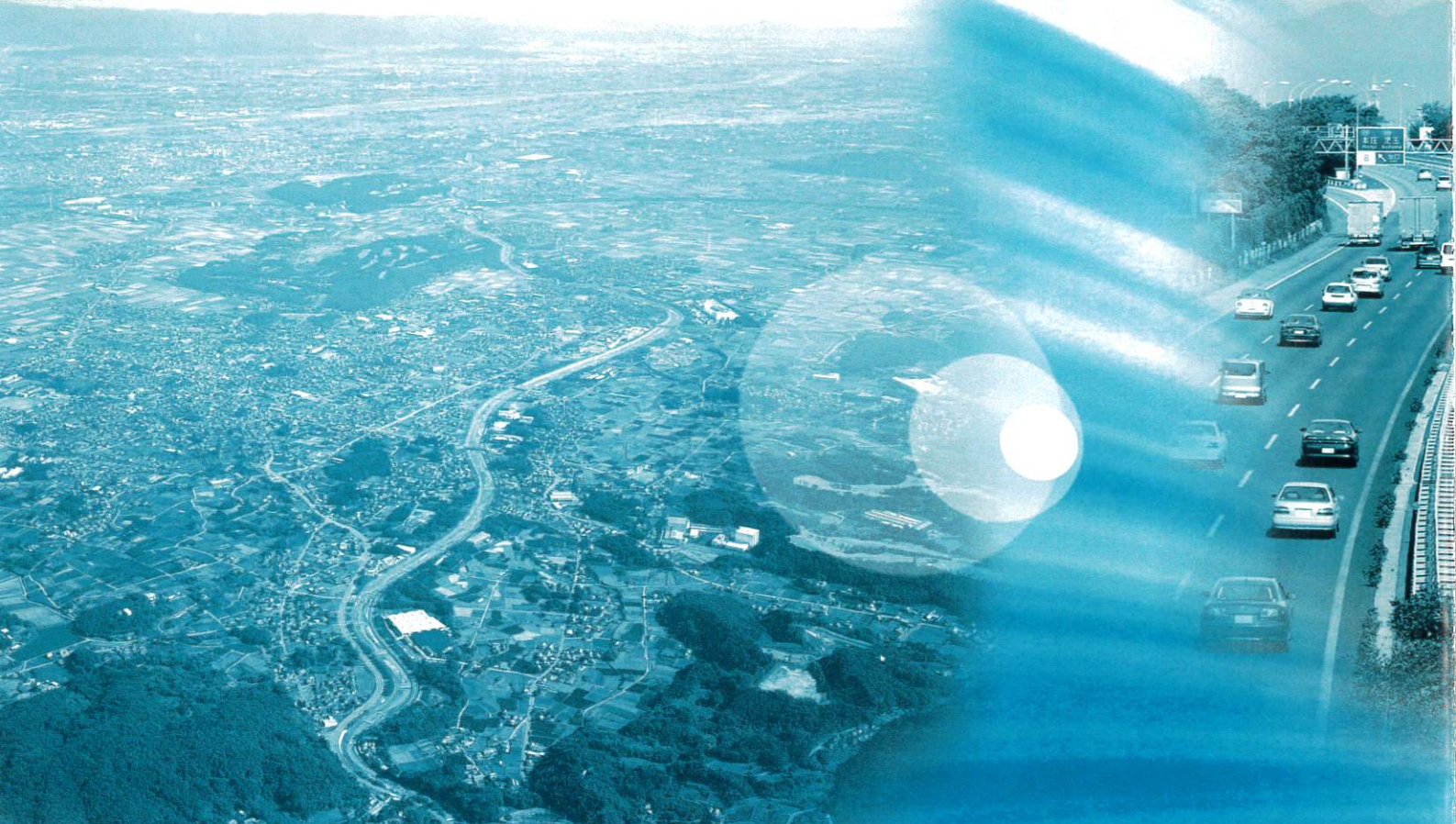
※事業開始の日の属する年度の翌年度に係る本庄市が課税する法人市民税に相当する額（100万円を限度とする）を1回限り交付します。

本庄市内の企業の皆様へ

増設又は設備投資についても、要件に該当する場合に、上記1、2、3の奨励金が受けられます。

※増設＝市内に事業所を有する企業が、既存の事業所のほか、同一業種の事業所を市内に設置すること、又は既存の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して事業所を拡張すること。

※設備投資＝市内に事業所を有する者が、既存の事業所において、事業拡張を目的に設備を新設又は増設すること。



新・展・開

本庄から始まる新たな企業活動のために



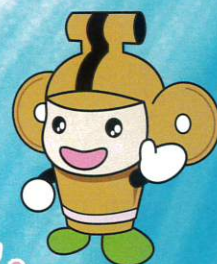
お問い合わせは

本庄市経済環境部産業開発室

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL 0495-25-1169 FAX 0495-25-1193

Eメール : sangyo@city.honjo.lg.jp



本庄市マスコット

はにぼん